

令和5年度 第1回千葉県児童生徒  
性暴力等防止対策検討委員会会議録

千葉県教育委員会

# 令和5年度第1回千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会会議録

日 時 令和5年5月22日(月)  
午前10時30分開会  
午後12時00分閉会  
場 所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 後藤 弘子  
副 委 員 長 村山 直  
委 員 佐藤 眞理  
委 員 井合 鈴子  
委 員 山本 宏樹

事務局 教 育 長 鶴岡 克彦 教育職員課長 吉田 悦子  
教 育 次 長 秋幡 浩明 教育職員課主査 金井 拓也  
教育総務部長 香取 徹哉 教育職員課管理主事 安部 功貴  
学校教育部長 川名 正雄 教育職員課管理主事 岩渕慎太郎

## 1 開会

事務局より開会を宣言

## 2 会議の成立

全員の委員の出席により会議成立

## 3 委員長及び副委員長の選任

委員の互選により、委員長に後藤委員、副委員長に村山委員が選任

## 4 性暴力等から子どもを守る取組みの諮問

鶴岡教育長から後藤委員長に諮問書を手交

## 5 議事の概要

(1) 性暴力等から子どもを守る取組みについて

○防止対策の実施状況についての評価及び検証並びに必要な措置についての検討

・取組みの実施状況について事務局から説明し、質疑や意見交換が行われた。

○個別事案に基づく取組みの検証

- ・個別事案に基づく取組みの検証については、次回の検討委員会で検証をすることとした。
- ・検討委員会を改めて開催した上で年内を目途に答申をする方向で進めることとした。

## (2) 発言の要旨

○防止対策の実施状況についての評価及び検証並びに必要な措置についての検討  
後藤委員長 では、続きまして、議題(3)の「性暴力から子どもを守る取組み」に移ります。まず「性暴力防止対策の実施状況と今後の課題について」事務局から、ご説明よろしくお願いたします。

金井主査 3ページになりますが、3ページにつきましては、これまでの千葉市の状況ということで、概要を記載させていただいております。大きなところとしては、平成30年7月、千葉市の学校で性暴力事件が発覚をいたしまして、令和2年1月に、先ほど教育長のほうからもお話がありましたけれども、性暴力の防止対策検討会を設置したという流れになっております。そして、令和3年6月に、提言書を受領させていただいたという流れになっております。

続きまして、提言書を受けて、千葉市におけるこれまでの性暴力防止対策についてになります。

大きなところとしましては、この左側の黄色のところになりまして、未然防止、早期発見、そして発見後の適切な処置、この3点から取組みを進めてきたという形になっております。細かい内容につきましては、右側の①から④、①から②ということで記載させていただいた内容になっております。

続いて、5ページから8ページに関しましては、その具体的な内容を記載させていただいております。

未然防止としまして、性暴力を生まない環境整備、これをどう進めていくかということで、2つ記載をしております。また、安全配慮義務の理解・履行ということで、こちらも2つ、行動指針の周知徹底などを記載しているところでございます。

続いて、6ページになりまして、同じく未然防止の取組みとして、児童生徒への性の人権教育ということで、昨年度の4月に、新たに生命(いのち)の安全教育月間というものをつくりまして、取組みを進めているところでございます。また、第三者機関による取組みの評価・見直しというものは、今回のこの検討委員会の設置ということになっております。

続いて、7ページになります。7ページのほうで、早期発見の取組みを大きく2つ記載をしております。1つ目が、教職員への性暴力の理解の促進ということで段階的な研修体制の構築をしているところでございます。

続いて、2点目として、児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実ということで、検討会からご意見をいただきました、子どもにこにこサポートであったり、相談窓口の周知、こういったものに取り組んできたところでございます。

続いて、8ページになります。発見後の適切な処置としましては、初期対応という観点と、中長期的な対応と、この2つに分けて対応を行ってまいりました。初期対応としましては、子どもを性暴力から守る仕組み、こちらを構築してきたところでございます。そして、実際に性暴力が起きてしまったときの初期対応、こちらにつきましても初期対応フローを作成して、対応してきているところでございます。危機対応チームのほうに関しましては、令和4年の4月に新たに設置をさせていただいて、子どもを性暴力から守る仕組みというものを構築してきたところになっております。

9ページ以降に、今回、具体的な内容を3点記載させていただいております。1点目が、未然防止ということで、校内死角点検をどのように実施しているかという観点で記載をさせていただいております。

2点目として、子どもの声をどのように拾っていくかという観点で、こにこサポートであったり、こういった取組みについての記載をこの後させていただいております。

最後3点目が、教職員の研修をどうやっていくかということに記載させていただいたところでございます。

それでは、まず、未然防止の校内死角点検の実施について、具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、9ページのスライドになりますけれども、こちら、対象校として、全ての市立小・中・中等教育・特別支援・高等学校に対して、死角点検を実施しております。点検方法に関しては2番目に記載をした通りとなっております。実施時期は、毎年4月に実施をしているところです。

続いて、10ページにいただきますと、こちらに基づいて、各学校で死角点検を実施しているというものになってお

ります。右上に「管理職への事前研修」ということで記載をしておりますけれども、管理職にこの内容を事前に研修をした上で、校内で死角点検を実施していただいているという状況になっております。

10ページでは、死角をゼロにするためのポイントとして、空き教室等の密室化を防ぐための環境整備として、例えば窓ガラスに貼付していた掲示物、これを除去して、中が見えるようにしたということであったり、やはり2つ目のつい立てですね、つい立てがあることで、死角が生じてしまいますので、つい立て・ロッカー等の移動ということをお伝えをしているところでございます。また、これだけでは十分ではありませんので、鍵の管理の一元化ということで、空き教室等の施錠を必ず行う、そして、鍵の管理を管理職等において一元管理するということが各学校徹底させているところでございます。

実際鍵を貸した場合に関しては、鍵の使用者が誰なのか、そして、時間はいつなのか、使用目的は何なのか、場所は何処なのか、これが特定できるようにするという形で取り組んでおります。

12ページにいきまして、これらの取組みだけでも十分ではないということで、例えば施錠になじみにくい児童生徒用のトイレであったり、空き教室等が存在するフロアが丸ごと死角となっている場所に関しましては、死角となるフロアの不定期な見回り、定期的な見回りですと分かってしまうので、これは不定期に、継続的に行うという形で取り組んでいます。また、一番下になりますけれども、見回りの際は、実際に中に入り状況を確認すること、目視だけでは不十分なので、実際に中に入るという視点で取り組んでおります。

続いて、13ページに関しましては、学校で職員への研修として使っているコンプライアンス通信の一部抜粋になります。教職員の先生方に伝えているのは、この入りやすく見えにくい場所、これが死角に最もなりやすい危険な場所だということで、こういった内容を教職員の先生方にも伝えているという状況になっております。

そして、同じくコンプライアンス通信の中では、死角をゼロに近づけるための学校の工夫を紹介しているところでございます。

これらが、実際の取組み内容になるんですけれども、実際に学校のほうでどのように対応しているかということで、これが1つの学校の取組み結果になっております。各学校で管理職によって点検をしていただいた上で、管理職が最終的には署名をして、各教職員に対して周知をしていくというような流れで取り組んでいるものになります。そして、この内容に関しましては、教育委員会のほうに学校長から報告をいただいて、教育委員会のほうで必要な確認、必要な指導を行っているという体制で取り組んでおります。

そして、こちらが実際のパーセンテージになっておりますけれども、教育委員会による点検については、学校の点検とは別に、教育委員会のほうでも死角点検を各学校で実施をしております。令和4年度に関しましては、小学校では58.8%、中学校では49%の学校に対して実施をしております。真ん中が、保護者や地域への学校からの周知状況ということで、学校だよりなどを通して、保護者であったり地域の方に知ってもらう必要がございますので、周知をするということで取り組んでおります。今年度の状況になりますけれども、現時点では85%、中学では64.8%ということで、こちらを今年度中にできるだけ100%に近づけるといって取り組んでおります。また、第三者や保護者による検証の機会ということで、学校評価アンケートの中で盛り込んでいる学校のパーセンテージとしては、小学校で82.2%、中学校で68.5%になっているところでございます。

続いて、小学校の死角点検の実施状況ということで、学校名は伏せさせていただいておりますけれども、こちらでヒアリングをした結果を掲載している資料になっております。具体的にいつ行ったか、そして、また誰が行ったか、そして実際に具体的にどのように行ったか、こういった内容を表にしている資料になっております。

次のページが、中学校による点検の実施状況になっております。同じような項目について、各学校からの聞き取り内容を掲載したのになっております。

こうした状況を踏まえて、次の19ページに千葉市の教育委員会として考える今後の課題というものを3点載せております。

まず、1点目として、どうしても既存の学校の構造上、死角

になってしまう部分がございますので、こういったところに対して、どのように対応していくかということが、まず1つ目として挙げているものでございます。

続いて、児童生徒への防犯指導になります。児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、危ない場所を知るという機会をどのように設けているのかということも課題として挙げております。

3点目が、提言の中でも言われていたことになりますけれども、教職員の心理的な死角、これの改善をどのようにしていくか。やはりこの部分がなかなか難しい部分だろうと感じておりますので、ここをどのようにやっていくのか、この3つを課題として考えているところでございます。

続いて、20ページ以降に関しましては、大きな2点目として、子どもたちの声をどのように拾っていくかということで、にこにこサポートの実施状況を記載しておるところでございます。こちらに関しましては、学校のほうで下の左下に書いてありますけれども、4、7、10、12月、このタイミングで子どもたちに、にこにこサポートの手紙用紙を配布をしております。また、学校の所定の場所に常設をして、いつでも子どもたちが相談用紙を入手できるように、全ての学校で取り組んでいる状況でございます。

次のページに、にこにこサポートの相談件数を載せております。一番左側の月別件数というものは、4、7、10、12月、やはり配った時期が非常に相談件数が大きくなっているということは分かるものになっています。4月の後は、5月のゴールデンウィーク明けに出してくる子どもたちが多いという実態があります。

真ん中の表のほうは、校種別の件数になっていまして、これは令和4年度のにこにこサポートの相談件数として、小学校70、中学校30という状況になっています。もともとターゲットとしていたのが、教育長のほうの挨拶からもありましたけれども、小学校の低学年、この低学年の子どもたちでも無料でポストに手紙を入れるだけでも届きますので、やろうとしていたことに関しては、十分できているのかなというような状況でございます。一番右側が、学年別の相談件数になっております。

続きまして、22ページが相談内容の内訳ということになっております。これは、令和4年度の相談内容の内訳になってい

ます。

そして、23ページのほうで、千葉市教育委員会のほうで考えている今後の課題として、大きく2つに分けて記載をしております。

まず1点目として、誰ひとり取り残さない、こういった教育を推進していくために、3つ記載をしております。まず1点目として、不登校児童生徒への対応になります。令和4年度で1,290人の不登校児童がいるという推計になっておりますので、この子どもたちに対しても、どのように子どもの声を拾っていくかということがポイントになってくるのかなと考えております。

2点目として、特別支援学級・学校の児童生徒への周知理解。先ほどの数のほうからも表れているとおり、小学校、中学校は一定程度増えておりますけれども、特別支援学級・学校のほうの生徒からの手紙の数が少ないということで、この部分が今後の課題かなと思っております。

そして、3点目として、夜間中学、そしてまた外国人児童生徒への周知理解というところで、外国人の子どもたちのパーセンテージをここに記載しております。

大きな2点目としては、教職員への気づき・相談スキルの向上として、にこにこサポートとしてお手紙が来たことを踏まえて、教職員への気づき・相談スキルをどのように向上させていくか、もう一つの課題になるのかなというふうに考えているところでございます。

最後に大きな内容として、教職員への研修状況になります。

まず、こちらに記載しております内容は、前回の検討会から提言をいただいた内容に基づいて、性暴力につながる危険のある行為ということで列挙したものになっております。こちらに関しては、各学校に対して周知をして、こういった行為は危険な行為ということで周知をしているところになります。

これだけではなくて、今度、こちらの25ページにつきましては、教職員向けにやっているセルフチェックシートの内容の一部抜粋になっております。これは、性暴力の部分だけをピックアップしたものになっておりまして、こういった形で年3回、教職員に対してはセルフチェックシートで確認をしているという取組みになっております。この内容に関しましては、26ペ



ージに記載をしておりますけれども、左側は平成31年4月版になりまして、右側が令和5年4月版ということで、適宜社会情勢に応じて法律改正、法律の施行などがありましたので、そういった状況の変化に基づいて、適宜内容を変更して教職員に対しては実施をしているという状況になっております。

続いて、27ページ、28ページに関しましては、教職員向けの研修体系になっております。今年度より体系的に3年目、5年目、10年目、15年目ということで段階を追って教職員研修を行うこととしております。また、28ページには、管理職への研修ということで、これは令和5年度、令和6年度というところで、対象が校長先生1年目、2年目になりますので、2年ごとに回していくというサイクルでつくっております。

29ページに、千葉市教育委員会が考える今後の課題として、大きく3つを掲載しております。

1点目が、行動指針を浸透させるための手だてとして、セルフチェックシートの効果検証などをどのようにやっていくかということをお伝えしております。また、2点目として、研修体制に基づいた研修の効果検証、校内外研修の充実、これをどのように図っていくかを記載しております。最後に、各学校の実施状況の確認をどのように行っていくかということに記載しております。

30ページ以降に関しましては、これまで取り組んできた内容を若干紹介させていただくものになっておりまして、30ページ目は、冒頭申し上げた生命（いのち）の安全教育月間の取組みになっています。

具体的な内容は31ページに記載をしております。こういった取組みを発達段階に応じて繰り返し行っていくということで、子どもたちの理解を深めていくとともに、教職員の理解も深めていきたいというふうに考えています。

32ページ、33ページに関しましては、生命（いのち）の安全教育月間の中で取り組んでいる子どもの権利リーフレット、子どもの権利についての理解促進を図る取組みのリーフレットになっております。このリーフレットを使いながら、子どもたちに教育を行っているという状況になっております。

34ページに関しましては、提言の中でご提案いただいた初期対応フローになります。これを教職員に対して周知徹底をし

ているところでございます。

同じく35ページに関しましても、提言の中でいただいた子どもを守る仕組み概念図に基づいて、現在の千葉市の教育委員会における体制を図にしたものになっております。できるだけ学校の負担が少なくなるようにということで、左側に子どもたちの聞き取りを児童相談所で実施をする、また関係機関と連携してやっていく予定になっておりまして、右側が危機対応チームということで、これが教職員の聞き取りをする体制となっております。この仕組みを作ることで、学校のほうは子どもたちへの支援に注力するという仕組みをつくったところでございます。

そして、今回の主な検討項目として、(1)が今説明させていただいた内容についての検討になります。性暴力事案対応の検証に関しましては、非公表の内容になりますので、こちらに関しましては、非公開の中で検証をしていきたいと考えております。

説明は以上になります。

後藤委員長 どうもありがとうございました。

では、この後、意見交換に入りたいと思います。その意見交換の後に、個別事案に基づく取組みの検証と再発防止策についての提言の検討に入りたいと思いますが、いずれも不開示情報を取り扱うということですので、傍聴の方、報道の方は一旦ここでご退出をお願いしたいと思います。後でまた入室をいただく機会があると思います。その際に必要があれば、今日のこの後の検討状況が分かりませんが、必要に応じて、まとめを最後にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(傍聴者・報道関係者退出)

後藤委員長 では、ちょっとさっききちんとお話ししていなかったですけども、諮問内容が、性暴力から子どもを守る対策の実施状況についての評価及び検証並びに必要な措置についての検討が1点、もう1点が、個別事案に基づく取組みの検証と再発防止案についての提言ということで、今、1のところのご説明をさせていただいたかなと思います。この1について、まず、議論していければと思います。

佐藤委員 幾つかちょっと質問がありまして、何か子どもたちが被害に遭ったときに、一番早期にまず検証してということなんですけれ

ども、それが最初の人にまとめていただいた性暴力発生時の初期対応フローというのは、これが学校の先生たちにとって一番大事なものだと思われます。34ページですね。

ここで、一番私たちもこれが大事だからとお話ししたのが、誰に何をされたかを簡潔に聞き取るというのが初期対応ということで、それが子どもたちの傷を深くしないためにも必要だということで、繰り返し伝えたつもりなんですが、25ページの14番、セルフチェックシートでチェックするというところの14番なんですけれども、これが25ページでも、次ですね、25ページの14番なんです。校内で性暴力事案が発生した場合、教職員は被害児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、詳細を把握した上で教育職員課に連絡をする、これがどっちが、「はい」なのか「いいえ」なのかどっちが正しいのか分からないんですが。

金井主査 はい、ではよろしいでしょうか。

この回答には、「はい」が正しい選択肢と「いいえ」が正しい選択肢をあえて混ぜています。ここでは、「はい」にした人は間違っているということになります。こちらとしては正しく理解していることを確かめるために、あえて「いいえ」の選択肢を盛り込んでいます。

佐藤委員 どうですか、その率は。間違えている人はいなかった。

金井主査 はい。

佐藤委員 それは幸いですね。じゃ、これだとちょっと分かりにくかったものですから、そのご質問をしたかったんですね。

後藤委員長 すみません、今ついでに25のところは、一応「はい」と「いいえ」が、どれが「はい」になって、どれが「いいえ」になるかというのは、今すぐ分かりますか。

それが分からないと、確認できないので、先生みたいなご質問になってくるので。

村山委員 解説編が事前に配付されていたかと思うんですが。

後藤委員長 そうですね。あと、さっき先生もおっしゃっていたんですけども、正答率が何%とか、ああ、これね。これが合っているやつ、正しい人。

金井主査 これが回答でございます。実際には、解説などが載っています。これをチェックするというふうにやっています。

後藤委員長 これ、正答率はどのぐらいなのか、今日分からなかったら、次

回でいいですが、項目ごとに正答率が変わってきているのか、それとも、傾向として1個間違える人は全部これ違うのか、これだけ間違わないのかみたいなのがもし分かれば。

佐藤委員 3回やるから、その流れも分かるようにしていただくと、どのような効果があるのかというのが分かるんじゃないかと思います。

吉田課長 セルフチェックシートに関しては、当時の加害の教員からは意味がないという指摘があったんですけども、検討会でも、先生たちが学習するという目的でのセルフチェックシートは、やはり必要なのではないかという部分がありましたので。あと、「はい」と「いいえ」のところは、毎年変えるようにして、先生たちがちゃんと読んでいただいて、それできちんと「はい」と「いいえ」をつけるような形に工夫をいうところでございます。このセルフチェックシートの目的というところは、先生方の学習理解というところで作ってきたんですけども、その効果検証を今後していきます。

後藤委員長 ありがとうございます。  
次どうぞ。

佐藤委員 すみません、それと、次に7ページなんですけれど、早期発見のところの教職員への性暴力理解の促進ということで、1番目に職層に応じた段階的な研修体制の構築というのがあるんですけども、職層というと、管理者層と若い方、シェアが真ん中辺というふうに思うんですが、ただ、実際に全国的に見てみますと、加害者というのは管理者層にもいますし、それから、退職、千葉県なんかでも、退職・再雇用者層にもあったということで、年齢とか経歴とかにかかわらずが結構あるんですね。60、70歳になっても、そういうところがあるので、職層に応じたという場合は、必ず全員の悉皆研修みたいな、校長先生も含めて全員行うのを必ず行って、それで、それ以外に今度職層に応じたという、どのように事件が起きたときに、事件が起きたらしいときに、どう対応するのかは、また別枠でやるというような、そういう考え方が必要なのかなというふうに思っています。

それと、その下のところの7ページの3番目、体罰及びセクシュアルハラスメント調査の定期的な見直しというところでは、今、管理者層については、誰が見ているのかということが明確にされているかどうかですね。大抵は窓口があるかと思うんで

すが、それが全部一体になってしまっているのか、それとも、管理者については、やはり言うほうも言いにくいし、対応も難しいかと思うんで、その辺のところの対応がどうなっているのかというところが、できたらお聞きしたいと思います。

それで、あと、10ページの死角をゼロに近づけるための確認ポイントということなんですが、この調査をするときに、教職員に対して、きちんと千葉市の歴史というか黒歴史といいますか、それをちゃんと説明した上で、その確認をするという、死角の確認をするということを管理者が忘れずにきちんとやっているのかどうかということですね。何だか分からないけれども、引っ張り回されて、死角がどうだろうというんじゃないくて、目的をきっちり説明する必要があると思うんです。

それと、次の11ページなんですけれども、鍵の管理の一元化というのは、これは私、県のほうで教育委員やっていたものですから、たまたま学校の会計のための会計でごまかす人たちがいるということで、こういうような全く鍵の使用者、時間、使用目的、場所とかというのを分かるようにしているはずだということで、ところが事件が起きちゃった。調べてみると、やっぱり教頭先生とかが管理者になることが多くて、仕事いっぱいいっぱいなんです。だから、こういうふうに決まっても、職員を信用するよと言って、オープンな段階でなっているということがあります。

やはり一番恐れるのは、ルールが決めてあっても、守る気持ちがどのくらい続くのかということと、それから、もっと実際に守りやすい方法はないのか。例えば、こういう形でやるのか、それとも、パソコンというんですが、それを使って誰かが記録に残るような形で使用状況を決めて、事務量を下げる代わりに管理がはっきりできるようにとか、何かもうちょっと工夫が必要だと、私はこれを見て思いました。全く同じパターンなんです。学校で考えることがパターンが同じなので、ちょっとそこはもう一工夫必要なんじゃないかと思いました。

あと、死角のところを全部チェックして回るというのは、とても大事なことだと思うんですが、14ページのところでいいますと、この写真の左側ですね、死角で、視覚的に廊下は立ち入っちゃいけないよというのを示しているとは思いますが、あれが何なのかというのが全く分かりにくいんですよ。共通認

識とは必ずしも言えなくて、あれは立ち入っちゃいけませんとか、やはり札を下げるとか、もうちょっと黄色いのをきちんと張って、入りにくいように具体的にするとか、何か必要なんじゃないかと。

それから、次の立入禁止も、誰のためにこれを看板を作っているのかというのがよく分からない。低学年のお子さんだったら、何となく漠然と分かるけれども、分かりにくい。だとすると、実効力どうなんだろう。子どもたちは、結構真面目ですよ。だから、立入禁止と書いた、立ち入っちゃいけませんとかいうところを無理に先生が連れていこうとしたら、どうして先生、これ、どうして駄目なのみたいなことをちゃんと反応できると思うんですよ、低学年でも。だから、その辺のところをもうちょっと工夫が必要なんじゃないかなというふうに思います。

それから、あと、もう一つですね、どうしても、前のときも伝えたと思うんですけれども、同性間の問題ですよ。今、特にジャニーズなんかで長年あんなふうなことが続いていたということを見ると、日本の文化として、何となく同性愛的なものを許容してしまうような、あるいは見ないふりしちゃうようなことがあるかと思うんです。だから、こんなに続いちゃったというのがあるんじゃないかと思っているんですけれども。どこかに合宿というか旅行のときに、教員が1人で部屋に入らない、同性がどうこうというのがたしかあるんですけれども。

後藤委員長

あります、行動指針ですね。

佐藤委員

同性もやっぱり危険な時代というか、危険がはっきり分かっている時代になっているので、これは先生方のほうが、どうやれば防げるのか、男女ペアで回ったほうがいいのかとか、何かその辺の対応をぜひ行っていただければと思います。宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りを1人で行ってはいけなくなっているんですけれども、何かもう一つのところで、同性はいいんだけどもみみたいなことを書いてあった……。

金井主査

同性・異性を問わず、児童生徒の同意の有無にかかわらず、全て禁止ですということで周知をしているところです。

佐藤委員

回って歩くとき、何か運動部の部活なんかでも、何かコーチとか部活の顧問の先生が布団に潜り込んできたとか、そういう訴えを、新聞だったんですけれども、見たことがありますし、何かありそうかなというところがあって、その辺のところの対応

策を具体的に書いてもいい時期なのかなと思いました。

いずれにしても、やはり今になってこういう人たちが、加害者が増えてきているのではなくて、今、やっと認められるようになってきていると考えて、やっぱり家庭とかいろんな人たちの協力を得ながら、あり得ることなんだという前提で防御策を考えていくということが大事かなというふうに思います。そうすると、学校の性格にもよるのか、PTAにいろいろしているところとしていないところが極端に差があるんですね。やっぱりそこは、校長先生たちに管理者として、もったきちんとどんなことがあったのかということと、どんなことを心配しているのかと、だから、こういうことでやっていきたいんだということ、つながりが特別支援をゼロ、学校評価で周知徹底も特別支援もゼロになっている、高校もゼロになっているということなんですが、まだ、R5年だからこれからですね。だけど、特別支援のお子さんたちも大分被害に遭っていらっしやる。大分というか、そんなに数はどうか分かりませんが、被害に遭いやすい、声を上げにくい子どもたちなので、ということもありますし、高校の先生はちょっと腰が引けているかなというところがあって、やっぱりここを、この時代もっといろいろ手をオープンにして、話し合うということも必要なんじゃないかと思っています。そうしないと、とても子どもたちを守り切れない、それに防げないんじゃないかというふうに思って。学校側だけが責任をしょって、学校の中のことだから学校が責任というんじゃないくて、もっと共同しながら、専門的なものとか、みんなの力を借りるとということじゃないと、子どもたちを守れない時代かなと思いました。

以上、すみません、先生、1人でしゃべってました。

後藤委員長 大丈夫です。ありがとうございました。

多分、今の先生のお話は、基本的には、例えばあまりにもルーティンになってくると、目的が忘れてしまっていくんじゃないかということ、例えば性暴力の死角の確認についても、ちゃんと目的を明確にするということと、あとは、そのチェックシートもそうなんですね。大体こここういうので覚えていてやっていたりとか、どんどんやればやるほどルーティン化していつ、何のためにそれをやっているのか、さっきの入れないようにするのもそうですし、だから、そういうまず千葉市はきちん

とした対策を取っているのですが、対策がルーティン化したときの、より自覚の持ち方というのは、どんどん難しくなってくると思うので、それを先生がおっしゃったのと、まずは、コンプライアンスの問題だと思うんですよね。それに従ってくれるかどうかということが1つあるので、やっぱりコンプライアンスはとても大事だし、あとは、さっき風通しがいい学校をつくる、多分7ページのハラスメントとか体罰のことというのは、みんなが相談できる、つまり子どもが被害に遭うんじゃないくて、教職員が被害に遭っていたら、その被害が言えるような風通しのよさというのも必要だし、あとはさっき言った学校の外ですよね、保護者とか、あとはいろいろな立場の方たちとの協力をしていくという、多分この3つを先生が具体的におっしゃっていたのかと思うので、どれも重要なことだなというふうに思いました。ありがとうございました。

ほかに、皆さん、どうぞ言いたいことをどんどん言っていただいて。

どうぞ。

吉田課長

あの、佐藤先生がおっしゃっていたところで、まずこの事件を風化しないということです。あわせて、千葉市が取り組んでいることが、きちんと地域や保護者が理解をして、そして、第三者の目をしっかり入れていくということが非常に大事だというふうにやっていたので、私たちもここ大きな課題だと思いますので、そのところでいろいろご意見をいただいて、やはり死角点検をしていますしていませんじゃなくて、保護者もちゃんと知っていて、地域も知っていて、学校に来たときにそれがちゃんと履行されているかどうかということも、入れていくことが非常に大事なんだということを保護者がおっしゃっておりましたので、私も保護者の声というのは、大事にしていかなければいけないと考えております。

後藤委員長

そうですね、例えば17ページのDの学校は、何かすごいちゃんとしていて、だから、ちゃんとされていないところはやっぱり指導しないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

ほかにご意見ございますか。

はい、どうぞ、村山さん。

村山委員

私も今の点、死角の点検のところについてだけまず申し上げる



と、保護者や子どもに対して、点検の結果、死角であると確認された場所を周知してほしいと思っています。学校だけが死角を知っているというだけでは不十分であると思います。子ども、保護者も知っていただく方が良いと思います。

また、死角の検証自体、第三者を入れてやっていただいても良いのではないかと思います。よく通学路に保護者を配置して、安全チェックをしていると思います。これと同じように、実際に学校を見ていただいて、ここが死角なのではないか、危ないのではないかという第三者の意見をいただいた方が良いのではないかと思います。現時点で行われている死角点検を見ますと、例えばE校は校長、教頭などごく一部の方しかされていないように思います。死角であるですか、ここは危ない場所なのではないかというアンテナは人によって違うと思います。ですから、私は、保護者の方にご協力いただいて実施していただいた方が良いと思っています。そこはすぐにとできるところかと思うので、是非お願いしたいというところです。取りあえず、この点については以上です。

さいごに、死角、危険な場所を把握した上で、そのことにどのように対応しているかということが、まだいただいた資料やご説明では分かりませんでした。一例として、看板を出すですか、黄色いテープで立入をさせないことを資料に入れていただいていたのですが、その他、各校がどのように死角や危険な場所について対応されているのかももう少し詳細に教育委員会でも把握し、おまとめいただけると良いと思いました。

以上です。

後藤委員長 はい、わかりました。

まず、順番に未然防止のところ、何かほかにご意見ございますか。

山本委員 よろしいですか。

はい、どうぞ。

山本委員 山本と申します。今日から参加させていただきます。

自己紹介がてら、ちょっと十分にここで伝えられるか分からなかったのも、資料を作ってまいりましたので、そちらをご紹介したいと思います。

私、教育学をやっておりまして、生徒指導とか不適切な指導とか、そういったものを研究しているんですが、以前、法務省

の犯罪白書で、性犯罪について特集をした際に、その原案を作成したような経験がありまして、今回ちょっとその観点から、こういう点を検討してはどうでしょうかというものをまとめてまいりました。少し長いので、全て説明するとそれだけで時間が費やしてしまいますので、簡単にご説明をさせていただければと思っております。

犯罪予防に焦点化して申し上げますけれども、状況的犯罪予防の5原則というものがあまして、それというのが、まず、犯行の労力を増大させる、2番目が犯行のリスクを増大させる、3番目がその犯行の報酬を減少させる、4番目が犯行の誘因を減少させる、そして、犯行の正当化の論拠を排除するという、この5点が重要だというふうによく言われます。

その観点から、今回のその提言とその実際のプログラムを拝見したところ、非常によくできているなというのが率直な意見です。上記5原則の多くを満たしております。例えば、鍵の管理の一元化とか、密室での1対1の禁止とか、管理職や保護者の同意のない生徒との連絡先の交換の禁止とか、そういったものというのは、犯行に至る労力を増大させますので、有益だと思います。さらに、死角の除去とか、不定期な見回りとか、子どもにこにこサポートは、犯行の発覚リスクを増大させるものですし、そもそも性暴力に関して、懲戒免職等極めて厳しい罰則を設けている点も、報酬を減少させるというところにあてはまります。あるいは、行動指針を策定して、周知徹底すると、研修を実施するというのも、正当化論拠を排除するに当たりますので、その意味で非常に包括的で質の高い提言であり対策になっているかなというふうに思いました。

これをどう今後よりよいものにしていくかという場合なんですけれども、まずはその5原則に基づいて、何か追加するべきところとか、あるいはよりよい形にしていくというのが1つの観点ですし、逆に僅かなんですけれども、5原則に基づくと、ちょっと逆進的になっているような部分、つまり、徹底することによって、かえって現場がそれに対して逆に進んでしまうという部分もありますので、その点を今回検討させていただければというふうに思いました。

分かりやすい例としましては、アメリカで銃の乱射事件がごくごくまれに起こります。そうすると、学校で金属探知機導入

して、銃を持ち込ませないように、ゼロトレランスで臨みましようということが検討されます。ただ、実際にやってみると分かるんですけども、これというのは難しいんですね。というのは、毎回かなり身体検査に時間が必要で、結局検査行列がが一つと並んでしまつて、生徒が授業に間に合わないということが起こったりします。生徒の側からは、不満の声も生じますし、待ち時間の間に、その行列の中で暴力が生じたりとか、検査を何とか回避する者が現れたりします。教職員も、あまりに煩雑な対策を講じますと、それが現実には合わないということで、結局のところ、徐々に形骸化していくということが起こります。つまり、コストとベネフィットのバランスを考慮する必要があるということで、さらにルールが形骸化していくと、それはそれで無秩序の兆候として機能してしまいますので、かえっていろんな逸脱を誘発するという危険性も出てきます。

というわけで、今回の性暴力に関しても、それを行う教員はごく一部ですので、大多数の教員にとって、非常に日常生活を犠牲にするような対策というのは、持続することがすごく難しいというふうに考えられます。特に、犯行の誘因、5原則の中にありますけれども、この中には、職場でのストレス等も含まれます。教職員、ご存じのとおり、非常に今、大変な状況がありまして、ただでさえ、ストレスが高い状況の中、こういう対策を徹底するのは必要なんですけれども、それをするによって、現場にいろいろと負担が増えてしまうと、それによって、かえってある種犯行が誘因される場合もあるということで、何とかこのコスト面とベネフィットというのを両面的に検討して、一番現実的な部分を探っていくというのが、今後必要なのかなというふうに思いました。

例えば先ほど佐藤先生もおっしゃっていた点で、まさにそのとおりだなと思いましたがけれども、施錠の徹底と鍵の管理の一元化に関しては、これは非常に形骸化を来しやすいものだというふうに思います。特に、小学校では学級担任制を敷いておりまして、特に低学年では、クラスから先生が離れるというのは、それはそれで非常にリスクがありますので、頻繁に鍵を借りに職員室に戻るということは、現実的ではないというふうに思います。そうなると、結局のところ、合い鍵を作製することになったりとか、無施錠が常態化するといった、鍵の管理が形骸化

してしまうということが、往々にして現場では起こります。先ほどのお話の中でも、教頭先生がみんなを信頼するからと言って、実質的にずさんになっているということは、よくあることなんですよ。

仮に、徹底的に管理したとしても、それを管理職が把握して、問題を検知するというのも、また難しいというわけで、現場に負担ばかりがいつてしまうという印象を現場の先生は持たれている可能性があるなというふうに思いました。

例えば、電子的に開錠とか施錠の管理をしたりとか、電子履歴を残すとか、そういうコストの圧縮を検討するのが、この場合はよいのかもしれないなというふうに思いました。

同様に、物理的な死角の除去に関しても、これも、方向次第で逆効果になる可能性もあるなというふうに思いました。例えば、今、こちらに映していただいていますけれども、立入禁止の規制線に関しては、これ、悪意を持った教師は、この上に上ることができますし、先生が行けと言っているのであれば、生徒はついていきますね。それで、周りの生徒たちは、自分たちは入れないというような状況が成立しますので、かえって自然監視が及ばなくなる可能性があるというふうに思います。ですので、かえって悪意を持った教員と生徒の1対1の密室状況というものが、それによって成立してしまう可能性があるかと。

例えばですけれども、いろいろとプライバシーの懸念等もありますが、スマートカメラとか、Wi-Fiセンシングというのが最近出てきています。後者はWi-Fi電波を人感センサーとして活用するというもので、これはどちらかといえば、プライバシーの懸念がスマートカメラと比較すると少ないもので、場所によっては、そういったものの導入を検討するというのも必要になる場合があるんじゃないかなというふうに思います。

また、暴力の形態というのは学校段階によって変わって、中学や高校においては、部活動中に、暴力が、性暴力も含めて起こる場合というのが非常に多いというふうに指摘があります。例えば、体育の教官室とか、音楽準備室など、専科教員の居室が暴力の舞台になるという場合が往々にしてあると言われていきます。そうなりますと、空き教室等を除去しても、結局一部に、校長先生も入りにくいような、ある種の聖域みたいなものが学校に存在するということになりまして、結局のところ、犯行現

場が遷移するだけで、暴力の減少に結びつかないという可能性があり得ます。

部屋の扉に窓を設けて目張りを禁止したり、指導中に扉を開け放したりするといったいろんな対策はあり得るんですけども、もう一つ重要なことは、密室性が損なわれることは、時には生徒にとって不利益になる場合もあるということだと思えます。例えば、説諭されていたりとか、非常に重要な話をしているときに、放っておくとほかの生徒がのぞき見したりとか、立ち聞きしたりするということは、現場ではよくあることで、この点について、どういうふうにしてこの1対1の指導を禁止しつつ、その子どものプライバシーを守るかというところ、両面考えていく必要があるものというふうに思っています。

1対1の個別指導の禁止に関しましては、提言の中でも言われておりまして、これはおっしゃるとおりだなというふうに思っております。現場では、結構1対1というのは自明視されていますけれども、必ずしも1対1でなければならないという場合だけでもないだろうというふうにも思えます。だから、改めてこれを考え直すということは必要だと思います。

その一方で、現実的に見たときに、問題が発生した場合に、即座に複数名指導体制に移行するというのは、これはこれでもかなり難しい。特に部活動指導などを行っている場合に、ほかの生徒の指導をしながら誰が問題の起こった生徒に対応するのかとか、いろんな役割分担というのが必要になりますので、例えば公用携帯を所持して、すぐに職員室から応援を呼ぶとか、あるいは、教職員をそもそも追加で配置しなくちゃならないんじゃないとか、現実的に複数指導が可能かどうかというところは、検証していく必要があろうかというふうに思っています。そうしないと、ルールが形骸化することもありますし、本当に必要な指導、支援というのが手控えられるという、そういうデメリットもあろうかなというふうに思っています。

また、指導死について、いろいろと裁判等に関わったりしているんですけども、そういう場合には、複数名の教員が1人の生徒に対して指導を加えるという状況は、どういう指導が行われたのかというのを事後的に検証しやすくしたりという意味でも、意味はあるんですけども、一方で複数名で指導をする場合、非常に圧迫感が強くて、それによって子どもの自死が起

こってしまうという、そういう指摘もありまして、このあたりも丁寧にみていく必要があるかなというふうに思いました。

身体的接触の禁止に関しましても、千葉市の指針では、身体接触というのは禁止されており、これも妥当だとは思いますが、ただ、例外的に養護教諭等は身体接触を要する場合もどうしてもありますので、そういった場合を、どう切り分けて考えるのかというところをもう少し工夫してもよいのかなというふうに思いました。国の令和4年度の指針でも、その点は配慮がされておりますので、もう少しこの辺は再検討してもよい部分かというふうに思います。

5番目のSNSの利用禁止に関しましても、SNSは非常に性暴力の温床になる場所でありまして、禁止するということはやむを得ない部分もあるんですけども、例えばGIGAスクールという形で、デジタル端末を1人1台生徒に持たせて活用していこうという流れもありますし、あるいは、不登校の子どもに関しては、実情が学校から見えにくくなっている中で、どういうふうにコミュニケーションを取っていくのか。先ほどの話の中にもありました1,200名以上の子どもが不登校しておりますし、その外側には長期欠席という形でもっとたくさんの子どものが、学校に年間30日以上来ていないという状況もありますので、そういった中で、電子メール等を活用して、何とかその子どもたちとのコミュニケーションチャンネルを維持するということは、これはこれで必要なことだというふうにも思います。なので、どういうふうに管理職とか保護者とか、同意を取りながら、コミュニケーションを取っていくのかというところを、一律禁止というふうに流れがならないように、丁寧にこのあたりも区分けをして考えていくということが必要なのかなというふうにも思いました。

性暴力に関するセルフチェック項目に関しましても、これも先ほど佐藤先生がご指摘になったとおりですけれども、非常に業務量の増加が懸念されます。例えばチェックの実施や採点です。恐らく現場においては、厳密な採点とかを集計をしているわけではなくて、答え合わせとして、解答を配って、周知するという形になっているかというふうにも思うんですけども、それはそれで個人の学びにはなってよいと思いますし、やっぱり加害者になる教員は、認知のゆがみを持っていたりして、や

ってもあまり効果のない場合もあると思いますが、周りの教員がこれをやることで、傍観者の発生を防いだりという意味では、有効だとは思いますが、例えば、教育委員会が主体になってセルフチェックのウェブフォームを作成して、結果を集計・分析したりとか、選択肢のランダム化等を行ったり、実施状況の把握や実施の徹底などを行ったりともう少し創意工夫できる余地はあるのかなというふうに思いました。

研修に関しましては、研修後にアンケートを取っておられるかと思いますが、そこには非常に有益な現場の声も載っていると思いますし、それを今後どう役立てていくのかというところが論点になるのかなというふうに思います。

いろいろと申し述べてまいりましたけれども、今年度のいろいろな提言、報告書の作成に当たって、ぜひ一度ご検討いただきたいのは、現場の先生方のお話を直接に聞く機会を設けてはいかかかという点です。やはり、教育委員会の皆様の非常に重要なお説明もありました一方で、恐らく現場の、特に一番子どもたちに向き合っている現場の先生とか養護教諭の先生とかは、校長先生ともまた意見が違ったりとか、教育委員会とも意見が違ったりというようなことも内々に秘めながら、日々暮らしていると思いますので、そういった方から直接に話を聞く機会というのが、実は大事なのではないかと。あるいは、実際に何でもそうですよね、改革をやっていくに当たって、現場を巻き込んでやっていくということは、モチベーションという意味でも非常に重要ですので、ぜひちょっとお手間ではあるんですが、一度何か代表の方にしっかりと話をさせていただいて、生の声を聞き届けた上で、いろいろと考えていければよいことになるのかなというふうに思いました。

というわけで、ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

後藤委員長 はい、体系的なお説明等ありがとうございました。

多分、今ご指摘あったのは、その23ページにある今後の課題みたいなどころとも関係していて、どうしても性暴力の事案があったという前提、特に低学年の子どもの学校に来ている子どもが性暴力が遭ったと、性加害に遭ったということを前提としていたので、多分教師というところが結構多くて、その点をご指摘いただいたので、ちょっとこれは今後の検討の素材とし

ていただければと思います。

まだまだご意見、まだあると思うんですけれども、ちょっともう一個のこともちょっとだけはしておかないといけないかなと思うので、何かどうしてもこの後1分ぐらいで、村山先生何か。

村山委員 そうですね、少し時間、足りないですね。ほかにもあるから。

後藤委員長 そうなんです、だから、どうしようかなと思うんですけれども。今日、この案については、また後日ということもあり得るんですけれども、どうしましょうか。一応12時までなので、非公開の部分については、村山委員と、あと井合委員からもコメントを頂ければと思います。

吉田課長 次回9月にもございますので、(1)の部分だけコメントいただいて、(2)に関しては、確定記録もまだ届いていない状況ですので、次回で。

後藤委員長 分かりました。この事案については、高校の事案ということで、今まで検討があまりされてこなかった高学年の児童生徒のところと、新しいパターンというのがあって、最後に45ページに法律ができてからどういう対応を学校でしているのかというのを見せていただきたいとお願ひして、つくっていただいた表もありますので、これについても、次回、検討させていただければと思います。

では、残りの時間、さらなるご意見、追加のご意見をお聞きしていきたいと思いますが、井合委員、何かございますか。

井合委員 いいえ、もうみなさんが全部おっしゃってくださったので、こちらからは特別何もありません。ただ、感想だけ、言わせていただきますと、やはり犯罪を防止するために先生たちが様々な工夫、対策をしていらっしゃるんだなと、やろうとしているんだなということをととても伝わってきていますし、こうやって本当に犯罪を起こさせない、被害者を出さないという、そういう意識をもっともっと強く、やはり研修やいろんな場で持っていただく、そのための工夫というのが必要なのではないかということを改めて感じています。うっかりすると、あまり具体的にやっていくと、そのため何のためにやるのかという部分がちょっと忘れがちになってしまって、あくまでも犯罪を防止する、被害者を出さないということなんだということのをいま一度しっかり捉え直ししたいなという気がしています。



以上です。

後藤委員長 村山委員は何かございますか。

村山委員 はい、未然防止の関係です。研修をいろいろ組んでいただいていると思うんですけども、加害者、犯罪をする側に関する理解を深める内容があまりないと思っています。よく事件が起きると、「まさかあの人か」という話がよく出てくると思います。が、逆に我々からすると、あまり意外性がないということがあります。一度性犯罪者の治療、処遇をしている方等のお話をいただいて、加害者についての理解を深める機会を盛り込む方が良いと思います。

次に、にこにこサポートの件です。この取組みにつきましては、教育委員会の方には、本当に大変ご尽力いただいて、とても素晴らしいと思っておりますが、相談が入った後の対応が私自身、まだ把握し切れていないところがあります。どんな方が何人体制で、何曜日に勤務して、何時から何時まで対応されているのか、内容についてもどのような対応をされているのか、教職員にどのようにフィードバックされているのか、それで解決されたとされているのかとか、まだ継続しているのかとか、などが不明なので、次回までにそのあたりを見えるようにご準備いただけないかなというお願いです。

場合によっては、例えば、人は足りているのか等の体制を検証する必要もあるかもしれませんので、具体的にかつ統計的に見せていただきたいというお願いになります。

吉田課長 今、どう対応していったのかというのは、まとめていますので、次回もう少し詳しくご説明できるようにします。

村山委員 はい、お願いします。

あともう一点、こちらも次回で結構ですが、初期対応のほうの検証もしたいと思っています。危機対応チームが動いたケースがどれぐらいあるのか、どう動いたのか、速やかにチームにつながっているのか、被害者側については兇相で聞き取りを行ってやるのか等も具体的に見せていただきたいと思います。

金井主査 まさに、そこを特に（２）のところで検証したいなと思っています。危機対応チームの具体のこととか、その辺動いたことによる課題とかというのは、整理をして、次回提案させていただければと思います。

村山委員 お願いします。

私、以上です。

- 後藤委員長 分かりました。
- 山本委員 すみません、配付、スライド見せていただいているのは、後で頂けますか。
- 後藤委員長 分かりました。そうですよね、児相通報、さっきのはどうしていたんだっけ。さっきのいじめのやつは。さっき一番最初のこれはどうなったかが。お手紙書いた。
- 吉田課長 一旦返した後に、いじめの案件も入っていますので、教育支援課に連絡をして、支援課でいじめの対応をしていただきました。あと、併せて先生の言葉に子ども失望していますので、先生のほうにも校長先生を通じて指導していただいたということと、お手紙を渡すときに校長先生のほうから渡していただいて、にこにこサポートからお手紙来たよ、内容は分からない。だけれども、何かつらいことがあったら、校長先生もあなたの味方だから、何かお話ししてねというような形でお話をしたところ、子どもの方から校長へカミングアウトしたというように聞いていますので、段階的にいろいろな方が関わっていますので、次回に分かるようにご説明させていただきたいと思います。
- 後藤委員長 そうですね、やっぱり、多分1件1件かなり対応されていると思うんですよ。それで、その職員体制が十分だとか、まだ100件レベルだったら何とかなると思うんですけども、どんどん増えていくと、とても大変なことになるというのも、ちょっと恐れるので。
- 吉田課長 これは希死念慮のお子さんなんですけれども、お手紙が来てから、これだけの回数のやり取りをしておりますし、今、学校のほう、多くのお子さんに対する特性を理解した対応ができるようになってきて、修学旅行も行けるようになったというような状況もございますので、そこら辺も丁寧に次回ご説明させていただきたいと思います。
- 後藤委員長 分かりました。かなり丁寧にやっているというふうには理解しているんですが、それがどこかでもうちょっと可視化できればというふうに思います。
- では、今日はちょっと概要の説明、かなり範囲も広いので、概要の説明と、あと、それぞれが今の時点で感じていらっしゃる点についてご意見をいただきました。次回、私としては、研修というのを職層ごとって、さっきも佐藤先生おっしゃったよ

うに、研修は本当にどれだけ意味があるんだろうかということも含めて、考える必要があるのかなというふうには思っています。なので、それは次回の事例も検討しながら、これだけやっているのに、結局はそういうことが響いていかないということについての問題点みたいなものも検討できればと思います。

では、他にご意見がなければ、今日はこれで終わりにして、傍聴人の方や報道の方に入室頂いてください。

(傍聴人、報道再入室)

吉田課長 次回までに、今ご依頼のあった資料をご用意して、事前にお渡しする形でいいでしょうか。

後藤委員長 そうですね。

吉田課長 ご準備させていただきたいと思います。

あと、今いただいた意見の中ですぐできることは、取組みとして。

後藤委員長 分かりました。

すみません、お待たせいたしました。

今日は、今後検討すべき対策というか、今まで対策、取ってきた対策のレビューと、あと、それで問題点についていろいろお話をただけで、ちょっと市立高校で発生した性暴力対応事案というのまでは、話がいく時間がちょっと短くてなかったので、それについては、次回検討するということになりました。その令和3年の6月に出した提言に基づいて、様々な対応を努力していらっしゃるという様子はいかがことができました。

ただ、システムが構築されると、その構築されたシステムが形骸化していくという恐れも今後あることから、より実質的な施策に向けてここでも具体的な方策、メリットとデメリットを勘案しながら、その政策、その方策のデメリットを最小化するにはどうしたらいいのかということを中心に、今後も検討していければなというふうには思います。

以上をもちまして、本日の審議は終了となりますので、ただいまの各委員からの意見等に基づいて、情報収集なども行っていただいた上で、9月頃を目途に会議を開催することを事務局に検討していただき、答申としては、12月を目途に提出をしていきたいというふうに思っております。

事務局におかれましては、引き続き今後の性暴力防止推進に資する取組みを適切に進めていただくようお願い申し上げます。

本日の審議は以上となります。

では、進行を事務局にお返しいたします。

6 その他

次回開催時期について、事務局から令和5年9月頃を目途に調整する旨を説明し了承された。

7 閉会

事務局より閉会を宣言